昭和二十五年法律第二百九十二号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関す

目次 第一章

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除 二十二条―第二十四条の二) 総則(第一条—第二十一条) (第

第五章 第四章 補則 訴訟 裁定(第二十五条—第四十八条) (第四十九条—第五十八条) (第五十八条の二)

第六章 罰則 (第五十九条—第六十四条)

(目的) 章 総則

第一条 この法律は、 会」という。)が行う次に掲げる処分の手続等 調整を図るため公害等調整委員会(以下「委員 業と一般公益又は農業、林業その他の産業との 必要な事項を定めることを目的とす 鉱業、採石業又は砂利採取

次に掲げる法律の規定による不服の裁定 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九

号)第三十九条第一項 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一

号)第五十三条第二項 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第百九十条第一項

三十九条の二第一項 海岸法(昭和三十一年法律第百一号) 第

自然公園法(昭和三十二年法律第百六十

十六号) 第五十一条の三十四第一項 制に関する法律(昭和三十二年法律第百六 一号)第六十三条第一項又は第七十八条 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規

三十号)第五十条第一項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第 河川法(昭和三十九年法律第百六十七

号) 第四十条第一項 号) 第九十七条第四項 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四

第七十三条第二項及び第七十五条第三項に 第五十一条第一項(同法第五十八条第二項 いて準用する場合を含む。) (平成十六年法律第百十号) (昭和四十三年法律第百号)

> 用する場合を含む。) 条の十一及び第四十六条第三項において準 十五号) 第三十二条第一項 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八 (同法第三十五

都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二

号)第三十三条第一項

法律第六十一号) 第三十三条第一項 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年

号)第四十三条第一項 存に関する法律(平成四年法律第七十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保

条第一項 律(平成十二年法律第百十七号)第二十六 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法

(裁定委員)

2 前項の裁定委員は、委員会の委員長及び委員 第二条 委員会による前条第二号の裁定は、三人 名する。 のうちから、事件ごとに、委員会の委員長が指 の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行う。

するときは、裁定に係る職務の執行から除斥さ第三条 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当 (裁定委員の除斥)

表者であり、又はあつたとき。 あつた者が申請人又は法人である申請人の代 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者で

等内の姻族又は同居の親族であり、 たとき。 裁定委員が申請人の四親等内の血族、三親 又はあつ

保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 であるとき。 裁定委員が申請人の後見人、後見監督人、

Ŧi (当該処分をした行政機関をいう。以下同じ) 裁定委員が事件について申請人又は処分庁 となったとき。 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人

六 裁定委員が処分庁の公務員として当該処分 。)の代理人であり、又はあつたとき。 に関与した者であるとき。

2 請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることが できる。 前項に規定する除斥の原因があるときは、 申

(裁定委員の忌避)

|第四条 | 裁定委員について裁定の公正を妨げるべ き事情があるときは、申請人又は処分庁は、こ れを忌避することができる。

3

2 は忌避の原因がその後に生じたときは、この限 裁定委員を忌避することができない。ただし、 会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、 忌避の原因があることを知らなかつたとき、又 申請人又は処分庁は、事件について裁定委員

第五条 除斥又は忌避の申立てについては、(除斥又は忌避の申立てについての決定) 会が決定する。 委員

3 2 い。ただし、意見を述べることができる。 項の規定による決定に関与することができな 第一項の規定による決定は、文書をもつて行 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前

|第六条 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てが (裁定手続の中止)

ない、かつ、理由を附さなければならない。

だし、急速を要する行為については、この限り るまで裁定手続を中止しなければならない。た あつたときは、その申立てについての決定があ でない。

第七条から第二十一条まで 削除

(指定の請求) 第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除

第二十二条 各大臣(内閣法(昭和二十二年法律 とができる。 分担管理する各大臣をいう。以下同じ。)又は 第五号)第三条第一項の規定により行政事務を 鉱区禁止地域として指定することを請求するこ 都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を

2 前項の請求があつたときは、委員会は、 に、その旨を公示しなければならない。 (指定) 直ち

第二十三条 委員会は、前条第二項の規定による る。 きは、当該地域を鉱区禁止地域として指定す 権者、鉱業出願人、鉱業申請人その他の利害関 地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業 を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、土 公示をした後、遅滞なく、経済産業大臣の意見 その他の産業と対比して適当でないと認めると 採することが一般公益又は農業、林業若しくは 係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘 2

2 面で意見を述べることができる 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒 前項の規定により意見を求められた者は、 書

否するには、その理由を明らかにしなければな

4 公示しなければならない。 は指定を拒否したときは、これを指定の請求を した各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ、 委員会は、第一項の規定により指定をし、

十日を経過した日に、その効力を生ずる。 (指定の解除) 第一項の規定による指定は、公示の日から三

第二十四条 各大臣又は都道府県知事は、委員会 請求することができる。 に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを

2 場合に準用する。 第二十二条第二項及び前条の規定は、

(審査請求の制限)

第二十四条の二 この章の規定による処分につい ては、審査請求をすることができない。

第三章 裁定

第二十五条 第一条第二号に掲げる法律の規定に るときは、この限りでない。 日の翌日から起算して三月を経過したときは、 よる裁定の申請は、処分があつたことを知つた することができない。ただし、正当な理由があ (裁定の申請期間)

2 限りでない。 ない。ただし、正当な理由があるときは、 算して一年を経過したときは、することができ 裁定の申請は、処分があつた日の翌日から起 この

ついては、送付に要した日数は、算入しない。た場合における前二項に規定する期間の計算に 者による同条第二項に規定する信書便で提出し 若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者 の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九 (裁定の申請) 裁定申請書を郵便又は民間事業者による信書

| 下「申請書」という。)を提出してしなければ |第二十五条の二 | 裁定の申請は、裁定申請書(以 ならない。

ばならない。 申請書には、 次に掲げる事項を記載しなけ

又は居所 申請人及び代理人の氏名又は名称及び住

三 申請の趣旨

申請の理

申請の年月日処分庁の教示の有無及びその内容

七六五四

規定する正当な理由 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に (同条第一項本文又は第

- 二項本文に規定する期間の経過後に申請する
- 3 ければならない。 定委員会は、相当の期間を定めて補正を命じな 申請書が前項の規定に違背する場合には、 裁
- あるのは「申請人」と読み替えるものとする。 所」とあるのは「裁定委員会」と、「原告」と について準用する。この場合において、「裁判 事者能力及び訴訟能力)の規定は、裁定の申請 第三十四条、第三十六条並びに第三十七条(当 第四項及び第五項、第三十一条、第三十三条、 八条、第二十九条、第三十条第一項、第二項、 (申請の却下) 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二十 9 8
- 第二十六条 裁定委員会は、裁定の申請が不適法 であると認めるときは、直ちに、これを却下す
- 署名押印しなければならない。 て行い、且つ、理由を附し、裁定委員がこれに 前項の規定による却下の決定は、文書をもつ

(答弁書等の提出)

決定書には、少数意見を附記することができ 裁定委員会は、申請人に決定書の正本を送達

3

- 4 しなければならない。
- 第二十七条 裁定の申請は、処分の効力、 執行又は手続の続行を妨げない。 処分の
- 損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁 達することができる場合には、することができ 分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を とができる。ただし、処分の効力の停止は、処 の停止(以下「執行停止」という。)をするこ 力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部 定委員会は、申立てにより、決定で処分の効 分の執行又は手続の続行によつて生ずる重大な 裁定の申請があつた場合において、処分、 処 を定め、申請人及び処分庁に通知しなければな 第三十一条 裁定委員会は、審理の期日及び場所
- 性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘 生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の 案するものとする。 回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を
- 5 ないとみえるときは、することができない。 すおそれがあるとき、又は本案について理由が 裁定委員会は、執行停止をしようとするとき 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼ

あらかじめ、申請人、処分庁及び参加人

- (以下「事件関係人」という。) の意見をきかな
- 6 関係人及び当該処分の相手方に通知しなければ ならない 裁定委員会は、執行停止をしたときは、 事件
- く、その旨を公示しなければならない。 委員会は、執行停止があつたときは、 遅滞な
- の他事情が変更したときは、裁定委員会は、 定で執行停止を取り消すことができる。 執行停止をした後に、その理由が消滅し、 決 そ
- は、第五項から第七項までの規定を準用する。 (申請書の副本の送達) 前項の規定による執行停止の取消しについて 4
- 第二十八条 裁定委員会は、裁定の申請があつた 県知事に送達しなければならない。ただし、第 ときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府 合は、この限りでない。 二十六条第一項の規定により申請を却下する場
- 第二十九条 前条の規定による申請書の副本の送 達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府 県知事は意見書を裁定委員会の指定する期日ま でに裁定委員会に提出しなければならない。 (審理手続の開始)
- 第三十条 審理手続は、第二十八条の規定によ り、処分庁に申請書の副本を送達することによ り開始する。
- (審理の期日及び場所)
- 2 裁定委員会は、前項の規定による通知をした ときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所 らない。 を公示しなければならない。
- (審理の公開)
- 第三十二条 審理は、公開しなければならない。 しないことができる 但し、公益上必要があると認めるときは、公開 (調査のための処分)
- 第三十三条 裁定委員会は、事件について必要な きる。 調査をするため、事件関係人の申立により又は 職権で、 左の各号に掲げる処分をすることがで
- 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問 又はこれらの者から意見若しくは報告を 2
- <u>-</u> 徴すること。 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

ならない

- 三 文書その他の物件の所有者に対し、当該物 件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置く
- 兀 こと 事業場に立ち入り、 業務の状況を検査する
- 2 とができる。 員又は委員会の職員に、 裁定委員会は、 相当と認めるときは、 前項の処分をさせるこ 裁定委
- 3 人に呈示しなければならない。 は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係 前項の規定により立入検査をする裁定委員又

3

代理人の権限は、

書面で証明しなければなら

- てはならない。 第一項第四号又は第二項の規定による検査 犯罪捜査のために認められたものと解釈し
- 第三十四条 民事訴訟法第百八十条、第百八十一 又は文書の提出を命ずる手続について、準用す 第二百二十二条並びに第二百二十三条第一項前 百十二条(鑑定義務)、第二百二十一条第一項、 項及び第二項(宣誓)の規定は、裁定委員会 条第一項 員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、 段及び第二項(文書の提出)の規定は、裁定委 二百一条第一項から第四項まで (宣誓)、第二 六条から第百九十八条まで (証言の拒絶)、第 九十条、第百九十一条(証人義務)、第百九十 条、第百八十一条第一項(証拠の申出)、第百 が事件関係人を審問する手続に、同法第百八十 又は職員を含む。以下この項において同じ。) (前条第二項の規定により処分を行う裁定委員 (証拠の申出) 並びに第二百一条第一
- 、「裁定委員会(鉱業等に係る土地利用の調整 手続等に関する法律第三十三条第二項の規定に 読み替えるものとする。 より処分を行う裁定委員又は職員を含む。)」と 前項の場合において、「裁判所」とあるのは
- |第三十五条 関係行政機関又は利害関係人は、 (参加) 件について、裁定委員会に対し意見を述べるこ とができる。 事

(意見の陳述)

第三十六条 裁定委員会は、必要があると認める ときは、申立により又は職権で、裁定の結果に かじめ申請人及び当該第三者を審問しなければ 続に参加させることができる。 ついて関係のある第三者を当事者として審理手 裁定委員会は、前項の場合においては、あら

(裁定)

- |第三十七条 関係行政機関は、公益上必要がある と認めるときは、裁定委員会の承認を得て、 事者として審理手続に参加することができる。 (代理人) 当
- 第三十八条 定委員会の承認を得た者を代理人とすることが できる。 人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は裁 事件関係人は、弁護士、弁護士法
- 2 すことができる 裁定委員会は、 前項の承認をいつでも取り消
- 4 ない。 代理人が二人以上あるときは、 裁定委員会に
- 第三十八条の二 事件関係人又は代理人は、 委員会の承認を得て補佐人とともに出頭するこ (補佐人) 対しては、各人が本人を代理する。
- 2 とができる すことができる。 裁定委員会は、 前項の承認をいつでも取り消
- 第三十九条 裁定委員会は、事件について、 を作成しなければならない (調書)
- 2 何人も、 |第四十条 | 裁定その他の裁定委員会の判断 (合議) に従い、前項の調書を閲覧することができる。 公害等調整委員会規則の定める手続 裁
- 2 定委員の合議によらなければならない。 り決する。 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見によ
- 第四十一条 裁定委員会の合議は、 (特別の事情による申請の棄却) 公開しない。
- 第四十一条の二 処分が違法又は不当ではある めるときは、裁定委員会は、裁定で申請を棄却を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認 び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分 損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及 が、これを取り消すことにより公の利益に著し 言しなければならない。 することができる。この場合には、裁定委員会 い障害を生ずる場合において、申請人の受ける は、裁定で処分が違法又は不当であることを宣
- 第四十二条 裁定は、文書をもつて行 ればならない。 理由を附し、裁定委員がこれに署名押印しなけ い、且つ、

2 裁定書には、 少数意見を附記することができ

3 関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなけ 裁定委員会は、申請人、参加人、処分庁及び

第四十三条 達した時に、その効力を生ずる。 (裁定の拘束力) 裁定は、遅滞なく公示しなければならない 裁定は、申請人に裁定書の正本が到 5

第四十四条 裁定は、処分庁及び裁定に関係のあ る行政庁を拘束する。

い、改めて申請に対する処分をしなければなら消されたときは、処分庁は、裁定の趣旨に従 は不当を理由として裁定で取り消され、又は申申請に基づいてした処分が手続の違法若しく 請を却下し若しくは棄却した処分が裁定で取り 6

第四十五条 土地に関する権利の設定及び変更並 の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁庁の許可又は認可を要する場合において、土地 定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつ びこれに基づく命令又は条例の規定により行政 びに土地の利用法について、次に掲げる法律及 たものとみなす。 7

関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に 自然環境保全法 自然公園法

海岸法 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

地すべり等防止法

都市緑地法

関する法律 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に

保護するために必要な限度において、鉱業権者 を定めることができる。 若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項 る場合においては、裁定で、自然公園の風景を 条例の規定による許可があつたものとみなされ 前項の規定により自然公園法又はこれに基く 10

園法の規定の適用については、同法第三十二条 の規定により許可に付された条件とみなす。 景を保護するために定められた事項は、自然公 前項の規定により国立公園又は国定公園の風

4 に基づく条例の規定による許可があつたものと 第一項の規定により自然環境保全法又はこれ

> 全するために必要な限度において、鉱業権者若 みなされる場合においては、裁定で、自然環境 定めることができる。 府県自然環境保全地域内における自然環境を保 保全地域、沖合海底自然環境保全地域又は都道 しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を

項において準用する同法第十七条第二項の規定 の規定の適用については、同法第二十五条第五 により許可に付された条件とみなす。 項、第二十七条第四項又は第三十五条の四第四 するために定められた事項は、自然環境保全法 海底自然環境保全地域における自然環境を保全 前項の規定により自然環境保全地域又は沖合

きる。 可があつたものとみなされる場合においては、 動植物の種の保存に関する法律の規定による許 又は採石業者が守るべき事項を定めることがで 要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者 裁定で、国内希少野生動植物種の保存のため必 第一項の規定により絶滅のおそれのある野生

む。)の規定により許可に付された条件とみな ある野生動植物の種の保存に関する法律の規定 存のために定められた事項は、絶滅のおそれの 法第三十八条第五項において準用する場合を含 の適用については、同法第三十七条第七項(同 前項の規定により国内希少野生動植物種の保

8 処分に関する法律の規定による許可があつたも 守るべき事項を定めることができる。 処分施設を保護するために必要な限度におい のとみなされる場合においては、裁定で、最終 て、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が 第一項の規定により特定放射性廃棄物の最終

9 同法第二十一条第七項の規定により許可に付さ 終処分に関する法律の規定の適用については、 めに定められた事項は、特定放射性廃棄物の最 れた条件とみなす。 前項の規定により最終処分施設を保護するた

限を受ける区域内の緑地を保全するために必要 条第一項の規定に基づく条例(次項において 許可があつたものとみなされる場合において る は採石業者が守るべき事項を定めることができ な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又 「地区計画等緑地保全条例」という。)により制 は、裁定で、特別緑地保全地区又は同法第二十 第一項の規定により都市緑地法の規定による

11

12

13

第四十六条 利害関係人は、委員会に対し、調書 の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を 求めることができる。

第四十七条 第三十三条第一項第二号又は第二項 の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、 で定める額の鑑定料を受ける。 (鑑定人の鑑定料) 政令

| 分又はその不作為については、審査請求をする|| 第四十八条 この章の規定による裁定その他の処 (審査請求の制限)

ことができない。 第四章 訴訟

第四十九条 裁定又は裁定の申請の却下の決定の 達した日から六十日以内に提起しなければなら取消しの訴えは、裁定書又は決定書の正本が到 (訴の提起)

2 い者については、第四十二条第四項の規定によ2 前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けな る公示の日から起算する。

3 第一項の期間は、不変期間とする。

|第五十条 裁定を申請することができる事項に関 する訴は、裁定に対してのみ提起することがで きる。

(記録の送付)

第五十一条 委員会は、訴状の送達があつた時 ら三十日以内に、当該事件の記録(事件関係 カュ

条第三項又は地区計画等緑地保全条例の規定に 市緑地法の規定の適用については、同法第十四 の緑地を保全するために定められた事項は、都計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内 より許可に付された条件とみなす。 前項の規定により特別緑地保全地区又は地区 第五十二条 裁定に対する訴訟については、 委員会の認定した事実は、これを立証する実質 判所に送付しなければならない。 証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁 (事実認定の拘束力) 人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上

採石業者が守るべき事項を定めることができ限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は 染された物による災害を防止するために必要な 裁定で、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚 可があつたものとみなされる場合においては、 及び原子炉の規制に関する法律の規定による許 第一項の規定により核原料物質、核燃料物質 2 第五十三条 当事者は、左の各号の一に該当する

(新しい証拠) 所が判断する。

場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係

ある新しい証拠の申出をすることができる。

裁定委員会が正当な理由がなくて当該証拠

一 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出

を採用しなかつたとき。

的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、

については、同法第六十二条の二第一項の規定質及び原子炉の規制に関する法律の規定の適用 めに定められた事項は、核原料物質、核燃料物 によつて汚染された物による災害を防止するた により許可に付された条件とみなす。 前項の規定により核燃料物質又は核燃料物質 2

(調書の謄写等)

は、その理由を明らかにしなければならない。

前項各号に掲げる場合においては、当事者

かつたことについて過失がなかつたとき。 することができず、且つ、これを提出できな

3 拠を取り調べる必要があると認めるときは、委 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証 (裁定の取消) じなければならない。 を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命 員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠

第五十四条 裁判所は、裁定が左の各号の一に該 当するときは、これを取り消すことができる。 な証拠がないとき。 裁定の基礎となつた事実を立証する実質的

第五十五条 委員会は、申請を認容した裁定を取 い、改めて申請に対する裁定をしなければなら り消す判決が確定したときは、判決の趣旨に従 二 裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

第五十六条 削除

(専属管轄)

第五十七条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に 対する訴は、 東京高等裁判所の専属管轄とす

(法務大臣の指揮等の例外)

第五十八条 裁定又は裁定の申請の却下の決定に 定は、 対する訴訟については、国の利害に関係のある 訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 (昭和二十二年法律第百九十四号)第六条の規 適用しない

(規則への委任)

第五十八条の二 第一条各号の処分に関する手続 員会規則で定める に特別の定めのあるもののほか、公害等調整委 については、法律(法律に基づく政令を含む。) 1

る。

附

第六章 罰則

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 第五十九条 第三十三条第一項第四号又は第1 者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金にの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した

の業務に関して、前条の違反行為をしたとき理人、使用人その他の従業者がその法人又は人 は、その法人又は人については、この限りでは 意及び監督が尽されたことの証明があつたとき 行為を防止するため、当該業務に対し相当の注 ても、前条の罰金刑を科する。但し、法人又は は、行為者を罰する外、その法人又は人に対し (の代理人、使用人その他の従業者の当該違反 1

第六十一条 第三十四条の規定により宣誓した参 前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑 考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたと きは、三月以上十年以下の懲役に処する。 前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある 1

第六十二条 下の過料に処する。 件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五千円以 第三十四条の規定により宣誓した事 1

を減軽し、又は免除することができる。

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、五千 第六十三条 参考人又は鑑定人が正当な事由がな ときは、五千円以下の罰金に処する。 いのに第三十四条の規定による宣誓を拒絶した

(施行期日)

円以下の罰金に処する。 正当な事由がないのに、第三十三条第一項

- は報告をしない者 る処分に違反して出頭せず、陳述をせず、 第一号又は第二項の規定による参考人に対す 第三十三条第一項第一号又は第二項の規定
- 第二号又は第二項の規定による鑑定人に対す による参考人に対する処分に違反して虚偽の 正当な事由がないのに、第三十三条第一項
- 第三号又は第二項の規定による物件の所有者 る処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしな 正当な事由がないのに、第三十三条第一項

件関係人以外の者 に対する処分に違反して物件を提出しない事

附

この法律は、 鉱業法の施行の日から施 行す

則

この法律は、 附 則 (昭和二七年五月一日法律第一三 新法の施行の日から施行する。

この法律は、 公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月一五日法律第二

この法律は、 農地法の施行の日から施

則 (昭和二七年七月三一日法律第二

昭和二十七年八月一日から施行

附 則 (昭和二八年九月一日法律第二五

この法律は、 附 則 (昭和三一年二月二一日法律第 公布の日から施行する。

て三月をこえない期間内において、政令で定め この法律の施行期日は、公布の日から起算し

号附 則 (昭和三一年五月四日法律第九三

この法律は、 〇 附 号 則 (昭和三一年五月一二日法律第 公布の日から施行する。

1 する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

附 号 則 (昭和三二年六月一日法律第一六

する。 則

1

この法律は、

昭和三十二年十月一日から施行

(施行期日)

(施行期日) 〇 附 号 訓 抄 (昭和三三年三月三一日法律第三 昭和三十三年四月一日 から

第一条 この法律は、 施行する。 附 則 昭 ·和三六年六月二日法律第一一

号

五〇号) (昭和二六年六月二六日法律第1

〇号) 抄 3

三〇号)

六八号) 附

する。 この法律は、

九号)

1 る 号)

5 正前の規定による出訴期間より短い場合に限 お従前の例による。ただし、この法律による改は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な 正後の規定による出訴期間がこの法律による改 前の規定による出訴期間が進行している処分又

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関 ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算出訴期間が定められることとなつたものについ する当事者訴訟で、この法律による改正により

7 よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例 は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関 係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に による。ただし、 裁判所は、 原告の申立てによ

六年四月一日から適用する。 この法律は、公布の日から施行 昭 和三十

2 (行政機関職員定員法の廃止) 行政機関職員定員法 (昭和二十四年法律第百

二十六号)は、廃止する。 (常勤の職員に対する暫定措置) 昭和三十六年四月一日において、現に二月以

の規定に基づいて定められる定員の外に置くこ条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項 勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九 内の期間を定めて雇用されている職員のうち常 とができる。

抄

1 する。 この法律は、昭和三十七年十月一日から施

2 この法律による改正後の規定は、この附則に げない。 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 前に生じた事項にも適用する。ただし、この法 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行

3 旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか わらず、なお従前の例による。 ついては、当該訴訟を提起することができない この法律の施行の際現に係属している訴訟に

なお従前の例による。 管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨 のこの法律による改正後の規定にかかわらず、 この法律の施行の際現にこの法律による改正

この法律の施行の際現に係属している処分又

1

(昭和三七年五月一六日法律第一

四〇号) 3

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の

6 5

9

更することを許すことができる。 り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

での規定を準用する。 十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま (昭和三七年九月一五日法律第一

六一号)

する。 この法律は、昭和三十七年十月一日から施

2 この法律による改正後の規定は、この附則に 生じた効力を妨げない。 律の施行前に生じた事項についても適用する。 された申請に係る行政庁の不作為その他この法 前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に 特別の定めがある場合を除き、この法律の施 ただし、この法律による改正前の規定によつて

等についても、同様とする。 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 にされる裁決等にさらに不服がある場合の 前に提起された訴願等につきこの法律の施 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 「訴願等」という。)については、この法律の施 この法律の施行前に提起された訴願、審査 紀行後

よる不服申立てとみなす。 外の法律の適用については、行政不服審査法に ができることとなる処分に係るものは、同法以 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後

不服申立てをすることができない。 る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 ての裁決等については、行政不服審査法による 第三項の規定によりこの法律の施行後にさ

る期間は、この法律の施行の日から起算する。 この法律による改正前の規定により訴願等をす 不服審査法による不服申立てをすることができ 間が定められていなかつたものについて、行政 ることができるものとされ、かつ、その提起期 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、 この法律の施行前にした行為に対する罰則

に関して必要な経過措置は、政令で定める。 適用については、なお従前の例による。 前八項に定めるもののほか、この法律の施

(昭和三九年七月一〇日法律第一

の一号) 抄 の一号) 沙 の一号) から施行する。 月 (昭和四十年四

(昭和四一年六月三〇日法律第

(施行期日)

1 えない範囲内において政令で定める日から施行この法律は、公布の日から起算して六月をこ

〇三 号 則 (昭和四二年七月三一日法律第一

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行この法律は、公布の日から起算して六月をこ

四附号訓 則 (昭和四三年五月三〇日法律第七

施行期日等

第一条 この法律は、 をこえない範囲内において政令で定める日から一条 この法律は、公布の日から起算して三月 行する。

〇附号則 (昭和四三年六月一五日法律第一

の 日 この法律(第一条を除く。) から施行する。 は、 新法の施行

三号) 則 抄 (昭和四四年五月一六日法律第三

(施行期日)

四年四月一日から適用する。 この法律は、公布の日から施行し、 昭和四十

附 則 抄 (昭和四六年六月七日法律第一〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇 ら施行する。 1

則 (昭和四七年六月三日法律第五二

(施行期日等) 号)抄

第一条 この法律は、 日をこえない範囲内において政令で定める日か14条 この法律は、公布の日から起算して三十 ら施行する。

第十条 この法律の施行の際現に効力を有する土 害等調整委員会規則としての効力を有するもの地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公

た処分等に関する経過措置) (土地調整委員会又は中央公害審査委員会がし (土地調整委員会規則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改 前の法律の規定により土地調整委員会又は中

> 又はこの法律による改正後の法律の相当規定に 政令で別段の定めをするものを除き、この法律 央公害審査委員会がした処分その他の行為は、 為とみなす。 より、公害等調整委員会がした処分その他の行 1

2 された手続とみなす。 公害審査委員会に対してされている申請その他 前の法律の規定により土地調整委員会又は中央 の相当規定により、公害等調整委員会に対して き、この法律又はこの法律による改正後の法律 の手続は、政令で別段の定めをするものを除 この法律の施行の際現にこの法律による改正

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め (政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する 中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調 罰則の適用については、なお従前の例による。 る。 行為に対する罰則の適用についても、 査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした 同様とす

五号) 附 則 (昭和四七年六月二二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 をこえない範囲内において政令で定める日から

則 (昭和四八年九月一日法律第七二

(施行期日) 号)

附

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、 公布の日から起算して六月をこ

過措置) (首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経

6 む。)の相当規定によりされた処分、手続その関する法律(これらの法律に基づく命令を含 改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に 命令を含む。)の規定によりされた処分、手続 整手続等に関する法律(これらの法律に基づく 備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調 他の行為とみなす。 その他の行為は、この法律又はこの法律による 首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整 この法律の施行前にこの法律による改正前の

則 (昭和六〇年五月一八日法律第三

(施行期日等)

附 則 (平成四年六月五日法律第七五この法律は、公布の日から施行する。 号)

第一条 この法律は、 (施行期日)

する。 附 平成五年四月一日から施

九号) 則 抄 (平成五年一一月一二日法律第八

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。 (施行期日)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前利益処分の手続に関しては、この法律による改合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置) の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 続は、この法律による改正後の関係法律の相当分に係るものを除く。)又はこれらのための手行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十五条 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 (政令への委任)

規定により行われたものとみなす。

この法律は、 〇 号) 附 (平成八年六月二六日法律第一一 新民訴法の施行の日から施行す

五 附 号) 沙 平 成 一 一 年一二月八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年 法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定に

き、なお従前の例による。 より従前の例によることとされる準禁治産者及 の適用については、次に掲げる改正規定を除 びその保佐人に関するこの法律による改正規定

則の適用については、なお従前の例による。 (平成一一年一二月二二日法律第

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

一から二十五まで 略

施行期日) 一六〇号)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

る日から施行する。 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第千三百四十四条の規定 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 附 -四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

七号) 則 抄 (平成一二年六月七日法律第一一

施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年

号) 附 則 抄 (平成一三年六月八日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十四年四月一日から施

九号) 附 則 抄 (平 成 一四年四月二四日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 公布の日 から起算して一年 Iから

附 00号 則 (平成一四年七月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送 の施行の日から施行する。 達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 前条に定めるもののほか、この法律の施

号)抄 則 (平成一六年六月九日法律第八四

(施行期日)

した場合において、新法の施行の状況について第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過 第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年

〇九号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす 検討を加え、必要があると認めるときは、その

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日) ——号)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第 る日から施行する。 第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定す 第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び 都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、 第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中 五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、 百十号)の施行の日から施行する。ただし、第 一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の

附則 (平成一六年六月一八日法律第一

(施行期日) 一二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

九号) 附 則 抄 (平成一七年六月二二日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して一年

(平成二一年六月三日法律第四七

号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

七号) 則 (平成二一年六月二四日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 行する。

則 (平成二三年六月三日法律第六一

(施行期日) 号) 抄

附

下 「施行日」という。)から施行する。

四号) 則 (平成二三年七月二二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、 公布の日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(処分、申請等に関する経過措置)

れの法律(これに基づく命令を含む。以下この第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞ 法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣が 条において同じ。)の規定により経済産業局長 行為とみなす。 の行為は、この法律による改正後のそれぞれの がした許可、認可その他の処分又は通知その他 した許可、認可その他の処分又は通知その他の

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの 法律の規定により経済産業局長に対してされて 臣に対してされた出願、申請、届出その他の行 れの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大律の施行後は、この法律による改正後のそれぞ いる出願、申請、届出その他の行為は、この法 為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 のについては、この法律の施行後は、これを、 事項で、施行日前にその手続がされていないも 出その他の手続をしなければならないとされた の規定により経済産業大臣に対して、報告、届 この法律による改正後のそれぞれの法律の相当 の他の手続をしなければならないとされている の規定により経済産業局長に対し報告、届出そ

> 事項についてその手続がされていないものとみ 3 なして、この法律による改正後のそれぞれの法

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 合における施行日以後にした行為に対する罰則 規定によりなお従前の例によることとされる場

の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関第二十五条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (平成二六年六月一三日法律第六

九附号則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に がある場合を除き、なお従前の例による。 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 に係るものについては、この附則に特別の定め

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第十九

おいて政令で定める日日から起算して一年六月を超えない範囲内に 条、第二十条及び第二十六条の規定 公布の 当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ 起については、なお従前の例による。 される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

2 による。 取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるもののに対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。)により異議申立てが提起 (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定

施行前に提起されたものについては、 他の行為の取消しの訴えであって、この法律 不服申立てに対する行政庁の裁決、 決定その なお従前

(罰則に関する経過措置)

の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行 (その他の経過措置の政令への委任) 附則第五条から前条までに定めるもの

第十条 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、

五号) 附 則 抄 (平成二九年四月一四日法律第一

(施行期日)

(経過措置の原則) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年

(訴訟に関する経過措置)

(施行期日)

から起算して一

0号)

抄

附

則

(平成三一年四月二六日法律第二

第一条 この法律は、

を超えない範囲内において政令で定める日8一条 この法律は、公布の日から起算して 施行する。 附 則 (令和二年五月二九日法律第三三 から年

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 から施行する。 六月を超えない範囲内において政令で定める日

則 抄 (令和三年五月一九日法律第三七

号

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から

条、第四十七条及び第五十五条(行政手続に条、第四十七条及び第五十五条(行政手続に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除て、第六十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第六十三条までの規定 公が第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げるの間則の適用については、なお従前の例によることとされる場別定によりなお従前の例によることとされる場別によりなお従前の例によることとされる場別の適用については、当該規定。以下この条においる。

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この(政令への委任)

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す

る経過措置を含む。) は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

号) 抄 附 则 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定 公布の日